

宗像市史跡保存整備審議会 委員名簿 (案)

任期：平成24年12月1日～平成26年11月30日

規則第2条第2項 (1)(2)(3)の内訳	氏名	部門	職名・職歴
(1) 知識経験者	西谷 正	考古学 (東アジア)	海の道むなかた館館長
	佐野 千絵	保存科学	東京文化財研究所室長
	林 重徳	土木工学 (地盤工学)	佐賀大学名誉教授
	杉本 正美	造園学 (風景工学)	九州芸術工科大学名誉教授
	石山 勲	考古学 (古墳)	日本考古学協会会員
(2) 教育関係者	藤 周作	教育、体験学習	玄海小学校主幹教諭
(3) 市民代表	矢田 公美	一般市民	一般市民

下線が新任。平成26年4月1日～平成26年11月30日

旧任

任期：平成24年12月1日～平成26年3月31日

規則第2条第2項 (1)(2)(3)の内訳	氏名	部門	職名・職歴
(2) 教育関係者	鎌田 隆徳	教育、体験学習	大島小学校教頭

○宗像市史跡保存整備審議会規則

平成20年3月31日

教育委員会規則第6号

改正 平成23年1月12日教委規則第1号

平成24年1月12日教委規則第1号

平成25年1月22日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市史跡保存整備審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 教育関係機関を代表する者
- (3) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働・環境部郷土文化交流課において処理する。

(平23教委規則1・平24教委規則1・平25教委規則1・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月12日教委規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月12日教委規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月22日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。